

## 登園許可証（医療機関が記入）

**医師が記入した登園許可証が必要な感染症**

○印	病 名	登校・登園・登室停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風疹（三日はしか）	発疹が消滅するまで
3	水痘（水ぼうそう）・带状疱疹（※）	すべての発疹がかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳児から幼児については3日※②）を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消滅するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結 核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消滅した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第2種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

(提出先) チェリッシュ曳舟

園児氏名

出席停止期間  月 日 から  月 日 まで

月 日 から登園してもよいことを証明します

医療機関名 医師名 印

----- 切り取り -----

## 登園届（保護者が記入）

**医師から登園可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症**

○印	病 名	登校・登園・登室のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

(提出先) チェリッシュ曳舟

園児氏名

受診した病院名

通院した期間 月 日 ~ 月 日

登園可能と判断された日 月 日

上記の通り相違ありません

年 月 日 保護者名 印